

いとがわ市

農業委員会だより

Vol.11
.....
2019.6.28



おいしいお米を
世界の方々に届けたい

株式会社東山ファーム
原 早紀さん(須沢)

株式会社東山ファームにお勤めの原早紀さん。地元の高校を卒業後、県外の福祉専門学校へ入学、卒業後、都内の福祉施設に6年間勤務。その後、両親の経営する株式会社東山ファームで、事務及び商品開発を手がけてがんばっています。就農については、幼いころから生活の中に溶け込んでいたので抵抗はなかったそうです。夢を尋ねると「日本のおいしいお米を世界の方々に届けたい」ということでした。

農地パトロールについて

農業委員会では、市内全域の農地を対象に遊休農地の実態把握と是正指導、農地の違反転用の早期発見と是正のため、農地パトロールを実施しております。

通常パトロールの他に、7月～8月の間、重点期間としてパトロールを実施します。

みなさんの農地へ立ち入ることや、お話を伺うことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。



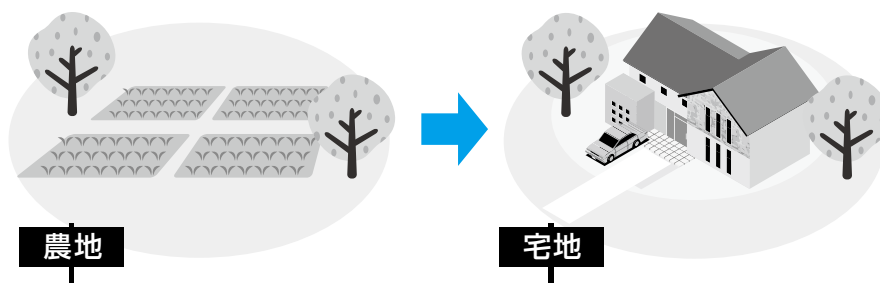
調査対象 糸魚川市内の農地

重点調査期間 令和元年7月～8月

調査方法 農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地を回り、遊休農地等の現地調査を行います。

農地を農地以外にする場合には許可が必要です

農地を農地以外にすることを「農地転用」といい、農地転用する場合は、農地法の許可が必要です。



農地を農地以外にする

- ▶ 住宅を建てる
- ▶ 農業用施設を建てる
- ▶ 資材置場にする
- ▶ 残土の仮置き場にするなど

転用許可の方法は2種類あります。

- 1 農地法第4条
農地の所有者が、自分の農地を転用する場合
- 2 農地法第5条
農地を買うまたは借りてその農地を転用する場合

**底面の全部が
コンクリートで覆われた
農業用施設の取り扱い**

昨年の改正農地法施行により、農業用ハウス等の底地を全面コンクリート張りする場合、一定の要件を満たす施設は農地転用に該当しなくなりました。

ただし、事前に農業委員会への届け出が必要です。

農業委員 活動レポート



農業委員
松澤 一久 (担当地区／西海)

～地域農業を守るために～

西海地区は、集落協定農用地の水田で約175haありますが、年々、高齢化による離農が進み、山間地の農地や条件の悪い平場の圃場は受け手がなく、担い手も少ないため、地区外の担い手（大規模農家）に参入いただき、どうにか農地を守ってきました。

4年前、耕作放棄地の発生防止と、持続可能な営農活動ができるよう、第4期中山間地域等直接支払制度に取り組み、15集落の農業者が一緒になって西海地区集落協定を立ち上げ、農業委員、最適化推進委員も協定組織の役員の中に入れて活動しています。

その活動の中で、まずは人や組織を動かすことが必要と考え、協定組織の役員が中心となって、各集落代表者、小規模農家、担い手、用水組合などの各会議で、農地の現状、担い手の将来像、圃場整備や機械の共同化などの話し合いを進めてきました。

その結果、将来にわたり農地を守るための圃場の再整備計画や担い手不足解消に企業の参入を呼びかけるなど、中山間地の農地を守る動きができました。今後も、集落協定組織を中心に、地元の農業者の皆様と5年10年先を考えた農業の発展について、話し合いをさらに進めたいと思っています。

農業者年金

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます。

安心の終身年金

生涯受け取ることができる終身年金

仮に80歳前に亡くなられた場合は、ご遺族に死亡一時金が支給されます

60歳未満



年間
60日以上
農業に従事



国民年金
第1号
被保険者

(保険料免除者を除く)

40歳までの加入なら
一定要件を満たせば
保険料の補助が受けられます。

▶ 一定要件を満たせば、月額最高1万円(35歳以上の方は月額最高6千円)の保険料補助が受けられます。

税制上のメリットが
あります。

▶ 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象になり、65歳以上の方は、公的年金等合計120万円まで非課税となります。

後継者がいなくても
受給できます!

▶ 現在の農業者年金は、自ら積み立てた保険料とその運用益から決定した年金を受給する確定拠出方式。
後継者がいなくても、後継者がサラリーマンでも、将来受給する年金額に影響はありません。

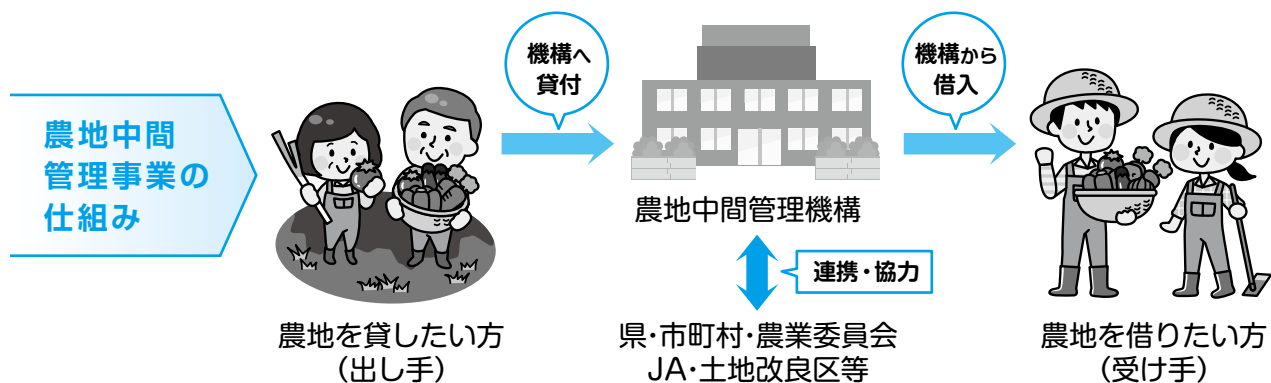
※特例付加年金の受給には「経営継承」が必要ですが、後継者が専業農家である必要はなく、第三者への農地貸付けによる経営継承も可能です。

農業者年金のお問い合わせは

糸魚川市農業委員会事務局へ TEL.025-552-1511

農地中間管理事業 を 活用しよう!

農地中間管理事業は、農地中間管理機構（公益社団法人新潟県農林公社）が出し手と受け手をつなぐ中間的な受け皿として、農用地等の貸し借りを推進する事業です。市農業経営支援センターが窓口となりますのでご相談ください。



1 対象となる農用地等

【具体的な推進方法】

- 農業振興地域内にある農用地等であること
- 借受希望者の状況等から、農地中間管理機構からの貸付が確実に行われる見込みがある農用地等。

2 手数料について

- 出し手、受け手双方から、毎年、賃借料の0.5%を手数料としていただきます。



3 メリット

【出し手農家のメリット】

- ① 公的機関が農地を預かるので安心です。
- ② 機構が確実に賃料を支払います。
- ③ 契約期間の終了時に農地は確実に戻ります。
- ④ 相続税や贈与税の納税猶予を受けている場合、所定の手続きにより納税猶予が継続されます。
- ⑤ 要件を満たせば、機構集積協力金の交付が受けられます。
- ⑥ 要件を満たせば、固定資産税の軽減措置が受けられます。

【受け手農家のメリット】

- ① 農地の集積・集約化により、農作業の効率化と生産コストの低減が図られます。
- ② 借りる農地の所有者が複数いる場合でも、賃料は機構への一括支払いで済みます。

出展／農地中間管理事業の概要 公益社団法人 新潟県農林公社

営農をリタイヤして機構集積協力金を受けたい方は、8月30日までに糸魚川市農業経営支援センターへご相談ください。〈TEL.025-552-1511〉

農業の「いま」と「これから」をタイムリーにお届けします

全国農業新聞

● 月4回発行（毎週金曜日） ● 購読料／月700円

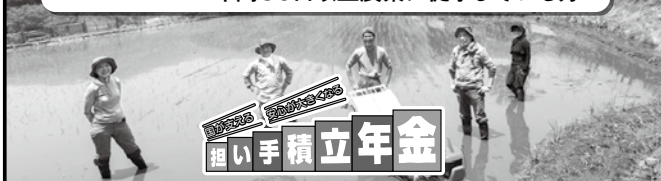
申込／農業委員または農業委員会事務局へ

農業で働く方のライフステージに寄り添う年金制度です。

農業者年金に加入しませんか？

保険料の見直し・脱退や再加入可能！

加入対象 60歳未満の国民年金第1号被保険者
年間60日以上農業に従事している方



関心のある方は農業委員会事務局へ

糸魚川市農業委員会事務局

糸魚川市一の宮1-2-5（市庁舎内） TEL025-552-1511 FAX025-552-7372